

https://twinkle.repo.nii.ac.jp

美容医療訴訟の判例から見る争点の分析-裁判所の後方視的判断における説明義務と外国人患者への考察-

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2021-02-02
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 木村, 知史
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.20780/00032730

主論文の要約

美容医療訴訟の判例から見る争点の分析

一裁判所の後方視的判断における説明義務と外国人患者への考察一

東京女子医科大学医療安全科

(指導:寺崎 仁教授)

木村 知史

日本美容外科学会誌 第 56 巻 第 1 号 26 頁~34 頁(2020 年 1 月 15 日発行)に 掲載

【目的】

近年、若手医師が積極的に美容医療へ参入する傾向があり、医師数と診療所数は増加している。しかし、同時に美容医療に関するトラブルも増加している。また訪日外国人患者は医療経営上の大きなプラスになっているものの、言語や文化の違いに起因したトラブルは大きなリスクとなりやすい。そこで本論文では、美容医療で患者とのトラブルから訴訟に発展した場合、裁判所から説明や施術はどのレベルで過失と見做され、どのように判示されるものなのか明らかにすることを目的とした。また認容率や賠償額の分析、更に訪日外国人への対応も考察したい。

【対象および方法】

判例検索ソフト「Westlaw」と「判例タイムズ」および最高裁判所判例検索ウェブサイト内の裁判例検索を用いて、昭和 52 年~平成 30 年までの美容医療関係の全国の判例を集めた。抽出された 68 事例について、争点を「適応」「説明」「施術」「術後」で分類し認容率と賠償額を調べた。

【結果】

患者の主張が一部でも認められた率(認容率)は78%であった。争点分類では「説明」と「施術」を理由とする訴えが大部分だった。死亡または重度

後遺障害の判例では医師が他の患者の手術中で対応できない状況でも、すべきことをせずに救命の可能性を奪ったとして賠償を認めた1例や、通常では 認容されない高度な「説明」義務を課して違反を認めた2例があった。

賠償額は認容数で、250 万円以下では「説明」義務違反が有意に多く、 250 万円を超える賠償額では「施術」の過失が有意に多かった。

【考 察】

今回の美容医療事例では認容率が 78%であり、一般医療を対象とした過去 の先行研究における認容率 (56%、60%) と比べてかなり高かった。美容医 療では後方視的に注意義務違反を厳しく適用していると考えられる。

また、「施術」の過失がなくても、結果から「説明」義務違反を認め、低額でも賠償命令を下し、全体の認容率が高くなっていた。「説明」に関する過失の主張は患者側にとって容易であり、裁判所は被害者救済の視点も重要視している傾向にあると思われる。

訪日外国人へは通訳依存でなく、医療側が事前準備として図説等の映像や外国語で書かれた説明書を用意するなどして主体的に意思疎通を図るべきでありコミュニケーションを工夫する努力をすべきである。

【結論】

美容医療は患者勝訴率が高く、裁判所の判決は結果から後方視的判断を行い、被害者救済の視点も重要視している傾向にある。施術には過失がなくて も結果に重大性があれば医療機関側が敗訴する可能性が相当に高い。

過失の認定が容易であることから「説明」の義務違反が争点化されること が多くなっており、裁判所からも認められ易い傾向がある。